

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (10時40分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第2号、秋田谷光彦君の一般を許します。登壇願います。

5 番 秋 田 谷 それでは、議長のお許しを頂きましたので、質問させていただきます。受付番号第2号、質問議員、第5番 秋田谷光彦。件名、高齢者の終活支援について。

要旨。(1) 少子高齢化及び核家族化の進展に伴い、親が持つ財産等の処分について、生前に対処することが重要と考えますが、相談窓口などの対応や対策についてのお考えは。

(2) 空き家・空き地の発生原因については各種ありますが、相続に起因するものも見受けられます。事案を放置すると、権利関係が複雑になり、土地等が放置され、近隣に迷惑をかけることが心配されます。このような事案の事前予防としての町の対応は。よろしく願いいたします。

町 長 それでは、秋田谷議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、終活とは、御存じかと思いますが、人生の終わりについて考える活動のことで、具体的な内容は人によって異なります。主に自分の遺産相続、遺品整理の手続に関する情報をまとめたり、自分の人生観や半生をつづったりするのが一般的でございます。今では自身の老後の不安を解消し、生き生き暮らすこと、残された家族の負担を減らすこと、家族間のトラブルを防止するため、による目的達成の手段として取り組まれている状況でもございます。

町では、これまで県行政書士会による終活に関する講話、国のモデル事業による終活講演会兼空き家予防講演会、終活講演会、あしがら成年後見センターによる終活セミナーが行われ、終活イコール空き家予防の位置づけ、エンディングノートの書き方、終活に関する基礎知識の学習など、多くの方々に終活について情報を提供してまいりました。また、現在超高齢化社会が進み、高齢者世帯や独居世帯が増えている状況の中で、昨年12月に松田町社会福祉協議会において町内に住む75歳以上の独居高齢者を対象にアンケートをとったところ、終活について興味はあるものの、子供がいるから終活は必要ないと考えている

方が多いことが分かりました。町内の空き家等が増加傾向にある中、子供たちを含めた家族間での意思確認ができていないのではないかとというふうに推測をしております。

では、1つ目の御質問にお答えいたします。これまでの状況を鑑み、町では本年度に国の補助金を活用し、松田町社会福祉協議会において終活相談窓口の設置、見守り事業、死後事務委任事業を行うため、（仮称）松田町あんしんセンターを開設を予定しております。終活相談窓口は、常設する予定でございますので、今後広報やホームページをはじめ、地域の茶の間や各種運動教室等を通じて松田町あんしんセンターの事業を含め、周知を行い、御利用されることで、事前の対応により安心して暮らせるよう環境を整えてまいります。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。町ではこれまで、先ほども述べましたとおり、司法書士や終活アドバイザーを招き、町の将来や相続に関する講演、税理士による相続セミナーや個別相談会をこれまで開催し、高齢者への意識づけや情報提供を行ってまいりましたが、空き家の発生が減らないことから、町といたしましても引き続きセミナー等を通じて終活による空き家予防対策や、専門家による財産処分の方法などを提供することで事前の予防策を行い、また、高齢者など財産処分が少しでも必要ではないかと考える方を相談につなぎやすくするため、1点目の御質問に回答したとおり、町社会福祉協議会を含む関係機関と連携しながら、高齢者が安心して暮らせる環境を整えてまいりたいと考えております。以上でございます。

- 5 番 秋 田 谷      ありがとうございます。先ほどの質問の補足になりますけれども、団塊世代の私も77歳となりまして、残念ながら終活を考えなければならない年齢になってしまいました。そこで、相続には何の問題もない家族が多いとは思いますが、一方、相続や身の回りの片づけなど、終活に心を痛めておられる高齢者が意外と多くおられます。相続人となる子供たちは、嫁いだり、勤務地が離れているだとか、また同居が嫌だとか、様々な理由で当人たちで住まいを買ったり建ててしまいます。相続財産や遺産が高額であれば権利を抹消しますけれども、比較的少額な土地・家など、また面倒な片づけや小さな相続などはしたがるな

い御時世に今はなっているそうでございます。

相続人や子供から、元気なうちに処理方法を考えてほしいと提言されたり、また高齢者当人たちも元気なうちに整理しておきたいと考えておられる高齢者が意外と多くいることも事実でございます。私の住まいの地区でも、四十二、三年前に33戸の戸建てができて、当初は多くの子供たちの声が聞こえ、それなりに賑やかでございました。現在は、児童はおろか未成年の若年層がたった1人しかいないという、そんな状態でございます。権利関係は分かりませんが、空き家状態が6軒ほどあり、今後我が家を含めて続々と空き家候補があり、わずか33軒の地区でさえこのような状態です。この松田町全体の数は相当数あるのではないかと私は考えます。遺産・財産などはプライバシーに関することでございますので、難しい面もありますが、高齢の皆さんは行政などに相談する行動や意欲が比較的鈍って、単純に心配しているのが現状でございます。行政は高齢者世帯や高齢者単身世帯の情報を持っておられると思いますので、行政のほうから相談の方法やアンケートをとるなど、町のほうからアクションを起こしていただきますよう提案をさせていただきます。

私は、ある町民から、私どもには子供がいないし、相続をしてくれる適当な親族もおらず、自分たちが亡くなれば権利関係も複雑になり、そのまま空き家になり、御近所に御迷惑をおかけしかねないと心配されておりました。当人に今後どうしたいのと聞いたところ、可能なら町に寄附などをして、処理を委ねたいとおっしゃっておりました。

また別の方は、町が関わってくれるのであれば、生前に処理費用を町にできることなら預けてもいいと言っておられる高齢者もおりました。近頃は以前と違い、親たちは子供たちにお墓を守ることや自分たちが亡くなった後の家財処理、少額な相続など子供たちに余計な面倒をかけたくない、そんな考え方に変化してきているような感じがいたします。

この一般質問の文面を作成するときに、担当課に相談しながら説明を受けさせていただきましたが、町また行政は、空き家対策、相続などの終活問題について、いろいろなバックアップなど、先ほども説明ありましたが、対策を

持って用意してあります。町民から求められれば、多くの対策案を用意していることを私は改めて知ることができました。しかし、これらの対策を用意していることを町民に知れ渡っていないことは、とてももったいないなと私は感じました。

終活は高齢者の問題ですので、パソコンなどが苦手な世代です。ホームページ等ではなく、広報を含め、紙・文面で町行政のほうからアクションを起こし、相談受付やアンケートなど発信していただくことをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

福 祉 課 長 御質問にお答えいたします。先ほどの高齢者ということで、やはりパソコン等は難しいということですね、お話がありました。まず、今年度、社協さんのほうでですね、町社協のほうで終活の事業ということを開始いたします。その中で、先ほど町長の答弁にもありましたように、相談の窓口を設置いたします。その設置に際しましてですね、また広報も含めまして、またもう少し分かりやすく、チラシとかですね、広報とは別にまた分かりやすいような形ですね、書かせていただいて、それを見て、読んでいただいて、また分からないことがあれば役場もしくは社協のほうに相談していただくような形ですね、ちょっと工夫をしたいと考えておりますので、その方法でちょっとやっていきたいと考えております。以上です。

5 番 秋 田 谷 どうもありがとうございます。どうかよろしく願いいたします。

以前、私、テレビ番組で空き家対策と住民増加対策として、町や村が管理している空き家を移住家族に貸与して、10年以上住み続けた際は、その移住家族に無償で与えるという方策をしておられる町村があるとテレビで見たことがあります。どのような方策で実施されているのかは定かではありませんが、財産権を持っておられる親が元気なうちに、離れて住んでいる子供や相続対象者と事前に遺言書など書面や手続を済ませておけば、空き家の再利用も可能かと考えます。

また、これはかなりの手間暇のかかることですので、また近い将来にはこのような事案で行政や地区住民が苦悩する時期が私は必ず来ることが予

想しております。不動産等は取扱許可や資格、免許などが必要だと聞いておりますけれども、行政が直接扱えないのであれば、直属の組織を外部に設置するなど、条例や法律、慣例などを乗り越えた解決方法を皆で考えながら見つけ、対処する時期が既に来ていると私は思うのですが、いかがでございましょう。

福祉課長 御質問にお答えいたします。子供たちの財産がそのままになるとですね、財産を受けずにですね、そのままにしておくと空き家というのが増えまして、最終的には所有者が分からなくなって対応が難しくなるということは、こちらでも承知しております。また、町としてもですね、以前よりセミナーを通じてですね、多くの方法を皆さんにお知らせしておりますし、国のほうでもですね、法のほうを改正させていただいて、所有者の責任を強化するなどですね、行っております。

先ほどお話ありますように、町のほうで直接行政のほうで扱えないということであればということなんですけれども、先ほどもちょっとお伝えしているようにですね、松田町の社協のほうでですね、町の委託ということで終活事業をこれから行う予定でございます。その中で終活の相談窓口を設置しておりますので、まず御質問等、また分からないことがあれば、まずそこに相談をしていただく。そこからのスタートということでお願いできればと考えております。

参事兼政策推進課長 御質問ありがとうございます。まず、空き家につきましてはですね、国の国交省が実施した空き家所有者実態調査がございます。そちらのほうではですね、空き家取得経緯の半数以上が相続によるものというふうになっております。また、空き家・空き地ですね、発生要因についても、相続に起因するものも多く見られ、先ほどの権利関係が複雑になりですね、放置され、近隣に御迷惑をかけるというようなところにもつながっているというところでございます。

この空き家等になる主な要因、課題については、先ほどのとおり、高齢化の進展や相続放棄などにより所有者が特定できないというのがまず1つあります。また、活用や除去の意向が全くないよというようなものもあります。そして、先ほどの情報・知識不足というのもございます。また、その空き家をどうしていいのかな、改修して、あるいは解体して更地にしたいなというような費用の

負担ができないというようなことも伺っておりますので、それらの課題解決に向けてですね、町としても今できることといたしましては、先ほどの福祉課長が言ったとおり、家族で老後に備えて生前に相続対策として遺言書の作成の書き方とか、家財道具の処理とか、そういうものを終活支援で専門的な窓口で相談をしていただきたいというようなのがまず一つ大切だというふうにもございます。

またですね、今年の4月1日より、相続登記の申請の義務化というのがスタートしております。これはですね、国のほうが相続に起因する空き家等を減らす対策として法を定めたものでございます。

こうした状況を鑑みですね、松田町といたしましては、まず固定資産税の賦課通知の中にですね、相続と…紙ですけれども、相続登記の義務化についてのチラシの啓発を行っております。またですね、令和5年度より、この空き家の活用に向けた改修・解体の助成制度なども一緒に入れて、こういう制度がありますよということで周知をしておるところでございます。

それと並行にですね、令和3年度にですね、空き家等の相談窓口の一本化を図ることから、町においても移住相談所というのを町に設置しております。これはですね、官民連携による相続登記や様々なアドバイスをしようというところで設置して、不動産関係者、司法書士等を入れながらですね、取り組んでいる窓口もございます。こうしたものをですね、徹底的に周知をして、情報提供をしていきたいというふうに考えてございます。

さらにですね、官民連携事業といたしまして、本年度よりですね、相続登記や遺品整理、無償譲渡などの空き家アドバイザーによる無料の相談窓口として、民間なんですけれども、アキソルというところを紹介をしているところでもございます。ここはですね、先ほどの先進事例なんかにおきまして譲渡、無償譲渡でした場合に、そういうものにつなげていくというような事業者さんでもございますので、そういう窓口を使って相談をするということもできる形になっております。

また、今回、神奈川の住まいづくり協会というところがございます。そこで

空き家等の所有者向けの相談会は随時行っておりますが、9月の30日に松田町におきまして、空き家出張セミナー及び相談会が実施されます。こちらのほうは今、広報だけですけれども、周知をしているところでございます。こうしたことから、引き続きですね、空き家におきましても個人の所有でございますので、町としても積極的に寄附を受け入れるという制度は、なかなかどの市町村もやっていない状況もあります。が、やっぱり有効活用して町もですね、その財産を、例えば防災拠点にしたりとか、跡地を。そういうふうな目的が定まって、どうしても相談をしながらですね、寄附をしたいということがあれば相談によっての対応というふうになるかと思えます。なので、引き続きですね、空き家をですね、町の財産、有効な定住・移住に向けた財産となりますので、その辺を含めて対応していきたいというふうに今、考えております。以上です。

5 番 秋 田 谷      どうも丁寧な御説明いただきまして、ありがとうございます。今後ともまた終活について、よろしく対処していただきますようお願いいたしまして、質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議 長                      以上で受付番号第2号、秋田谷光彦君の一般質問を終わります。